

(13) 許可番号の付与

イ 許可事業主については、事業主管轄労働局において許可し得る内容であると判断して収入印紙に消印するときには、ニに基づく当該事業主固有の許可番号（以下「許可番号」という。）及び各申請事業所の事業所枝番号（以下「事業所枝番号」という。）を付与する。

ロ 許可番号及び事業所枝番号は付与後、住所の変更等により事業主管轄労働局が変更される場合を除き、変更されることはない。

ハ 許可証には、当該許可番号及び事業所枝番号を所定の欄に必ず記載すること。

ニ 許可番号等の設定について

(イ) 労働者派遣事業である旨の表示

「派」の文字をもって表わす。

(ロ) 都道府県番号

労働保険機械事務手引の「都道府県コード表」に定める2桁の数字で表わす。例えば、北海道は「01」と表わす。

(ハ) 事業主の一連番号

管轄労働局ごとに6桁の数字をもって表すものとし、原則として許可時期の早い事業主から起番する。なお、(旧)一般労働者派遣事業の事業主については、平成27年9月30日以降は「般」を「派」に切り替え、番号そのものは変更しない。

(ニ) 事業所枝番号

事業所枝番号は、事業所ごとに3桁の数字をもって表す。この際、派遣元事業主の主たる事務所を「001」として、許可申請書に記載された順に起番する。

(ホ) 平成27年9月29日以前に許可及び許可の有効期間の更新を受けた派遣元事業主の取扱い

平成27年9月29日以前に許可及び許可の有効期間の更新を受けた(旧)一般労働者派遣事業主については、平成27年9月30日以降、厚生労働省のハローワークシステム労働力需給調整事業機能群の管理上は許可番号の「般」が「派」に自動的に変更されるが、当該許可の有効期間内は、許可証の許可番号の「般」を「派」に変更する必要はない。

また、派遣元事業主が締結する労働者派遣契約等に記載している許可番号については、平成27年9月29日以前に締結した労働者派遣契約等に記載している許可番号を「般」から「派」に変更する必要はないが、平成27年9月30日以降に締結する労働者派遣契約等については、許可番号を「般」から「派」に変更しなければならないことに留意すること。

(経過措置)

経過措置期間（平成27年9月30日～平成30年9月29日、詳細について第4参照）の(旧)特定労働者派遣事業の事業所は、現行の届出受理番号である「特」を引き続き使用する。ただし、経過措置期間以降、当該番号及び事業所枝番号は使用できなくなるので留意すること。

(具体例)

派 01 - 500037 ——— 事業主の一連番号 (00001~99999)

└── 都道府県番号 (01~47)

└── 労働者派遣事業であることの表示

#### (14) 労働者派遣事業制度に係る周知

事業主管轄労働局においては、(11)イにより許可証を交付する際、当該事業主に対して以下の内容により適正な労働者派遣事業の運営に係る講習を実施するものとする。

イ 労働者派遣事業制度の適正な運営について

ロ 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分について

ハ その他労働者派遣事業の適正な運営の確保を図るために必要な事項

なお、当該講習の実施に当たっては、必要に応じ、労働基準行政、雇用均等行政、職業安定行政の需給調整事業担当部門以外の部門との連携を図ること。

## 2 許可の有効期間の更新手続について

### (1) 許可の有効期間

労働者派遣事業の許可の有効期間は、初めて許可を受けた場合、許可の日から起算して3年である(法第10条第1項)。

また、一度許可の更新を受けた場合における有効期間は、更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年とする。以後の有効期間については、それを繰り返す(法第10条第2項及び第4項、則第19条)。

許可の有効期間が満了したとき、当該許可は失効する。

### (2) 労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の手続

イ 事業主は、許可の有効期間の満了後においても引き続き労働者派遣事業を行おうとする場合には、厚生労働大臣に対して、許可の有効期間の更新を申請しなければならない。

許可の有効期間の更新申請については、事業主は、(3)に掲げる厚生労働大臣に提出する書類(申請書、事業計画書のほか、これらに添付すべきこととされている書類を含む。以下、「許可有効期間更新申請関係書類」という。)を事業主管轄労働局に提出することにより行う(法第10条第5項において準用する法第5条第2項から第4項まで、則第19条)。また、上記許可の有効期間の更新の審査の参考とするための参考資料も併せて提出することが求められる(以下、「許可有効期間更新申請関係書類等」という。))。

許可有効期間更新申請関係書類等については、原則として事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣に提出される(則第19条)。

ロ 許可有効期間更新申請関係書類等は、当該許可の有効期間が満了する日の3月前までに、事業主管轄労働局に提出しなければならない(則第5条第1項)こととなっており、申請日の超過は